町道路線の区域変更ついて

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり町道の区域を変更する。

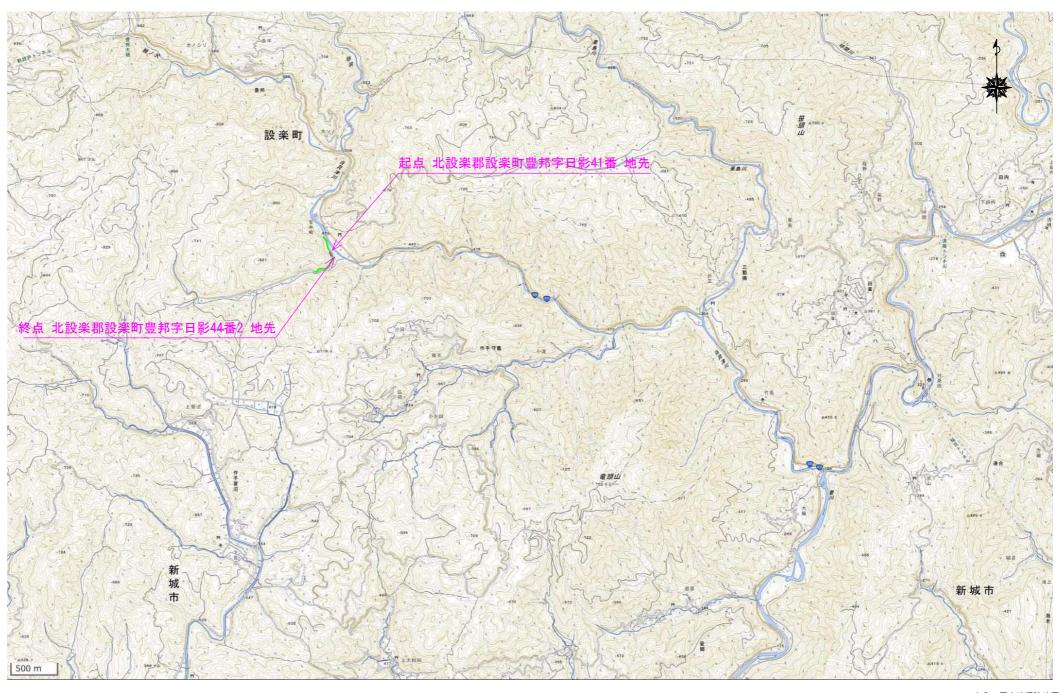
その関係図面は告示の日から1ヶ月間、設楽町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月30日 設楽町長 土 屋 浩

区域変更路線

路線番号	道路の種 類	路	線	名	新旧別	道	路	Ø	区	域
						区	間		敷地の幅員 (m)	延長(km)
150	町道	豊邦作手線			旧	豊邦字日影41番地先から		13.0~40.0	0.033	
						豊邦字日影44番2地先まで				
					新	豊邦字日影41番地先から		18.6~61.9	0. 033	
					제	豊邦字日影44都	№2地先まて	š	10.0 01.9	0.055

S=1:40,000



出典:国土地理院地図

凡 例 区 域 変 更 図 新 区 域 既 区 域 除 外 す る 区 域

区域変更

		- 2222				
I	事名	道路改良工事(代行道路)				
路 :	線名	町道豊邦作手線				
施行	箇所名	北設楽郡設楽町豊邦地内				
図面	の種類	位置図				
縮	尺	1:40,000				
図面	番号	全 5 葉の内 1				

